

結婚サポーター募集

町は、少子化対策の一環として結婚支援事業に取り組んでいます。

少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化対策のため、出会いや結婚に関するアドバイスや結婚支援センターの紹介や出会いイベントの情報提供等、地域における出会い結婚支援活動を行います。

下記のとおり結婚サポーターを募集します。結婚サポーターとして活動したい方は、履歴書（市販のもの）を持参のうえ、下記までお申し込みください。

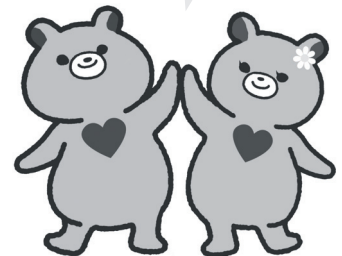
- 【募集人員】 若干名
- 【活動委嘱期間】 委嘱した日～平成28年3月31日（再委嘱は妨げない）
- 【委託料】 活動日報により決定します。
- 【選考】 選考基準により決定します。（必要に応じて面接を行います）
- 【申込み期限】 平成27年5月22日
- 【その他】 委嘱後、あきた結婚支援センターの研修があります。

○結婚サポーターの活動

- ・出会いや結婚に関するお世話やアドバイス
- ・あきた結婚支援センターの紹介や出会いイベント参加のすすめ
- ・サポーター交流会での情報交換
- ・出会いイベントの企画・開催のお手伝い 等
- ・他市町村（地域）との連携と情報発信
- ・あきた結婚支援センターとの連携

※活動日報の提出、研修会への参加要請もあります。

結婚サポーター
募集中！



【お問い合わせ先】 藤里町総務課 少子化対策室 ☎79-2111（内234）

平成27年度に戸籍の届出をされる方へのお願い

戸籍に関する届出のうち、「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」は、国勢調査の行われる年度（5年に一度）に職業（死亡届は職業と産業）の記入についてご協力をお願いしています。

この届出は厚生労働省の実施する「人口動態調査」に活用されるほか、調査結果は公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策の基礎資料となります。

◆調査方法

対象の届出をされるときに、それぞれの職業を記入します。死亡届にはこのほか、「農業」「建設業」「製造業」などの産業も併せて記入します。

※職業及び産業の例示は、届出をする市町村役場の窓口に備え付けていますので、参考の上、ご記入をお願いいたします。わからない場合は窓口におたずねください。

◆対象期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

◆対象届出

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出

★調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られています。安心してご記入ください。

<所管> 厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会課

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 戸籍担当 ☎79-2113